

主 文

本件再審査請求を棄却する。

事実及び理由

第1 再審査請求の趣旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による遺族補償給付及び葬祭料を支給しない旨の処分を取り消すとの裁決を求めることにある。

第2 事案の概要

1 請求人の亡子（以下「被災者」という。）は、平成〇年〇月、インターネット回線の契約取次業務を行う会社Aに入社したが、平成〇年〇月、同社がB会社（以下「会社」という。）に組織統合されたため、会社の契約社員である臨時スタッフとして雇用された。

そして、被災者は、C所在の会社D支店に配属され、エリア内の家電量販店や携帯電話販売店を巡回し、各店舗に配置された営業スタッフに対する指導や当該店舗関係者との対応を行うフィールドアドバイザー（以下「FA」という。）の業務のほか、FAや営業スタッフのスケジュール表の作成、営業成績の集計・報告業務に従事していた。

2 被災者は、平成〇年〇月〇日、アパートの自室において縊死しているところを発見された。死体検案書には、「死亡したとき：平成〇年〇月〇日明け方頃、直接死因：縊頸による窒息死、死因の種類：自殺」と記載されている。

請求人によれば、被災者の死亡は、過重労働や過大なノルマなどの業務による心理的負荷により精神障害を発病したことに起因するという。

3 本件は、請求人が被災者の死亡は業務上の事由によるものであるとして、遺族補償給付及び葬祭料の請求をしたところ、監督署長はこれらを支給しない旨の処分（以下「本件各処分」という。）をしたことから、本件各処分を不服として同処分の取消しを求める事案である。

- 4 請求人は、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に対し審査請求をしたところ、審査官が平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却する旨の決定をしたことから、更にこの決定を不服として本件再審査請求をした。

第3 当事者の主張の要旨

- 1 請求人

（略）

- 2 原処分庁

（略）

第4 争点

被災者の死亡が業務上の事由によるものであると認められるか。

第5 審査資料

（略）

第6 理由

- 1 当審査会的事实認定

（略）

- 2 当審査会の判断

- (1) 請求人は、要旨、被災者は、過重な労働と過大なノルマのほか、契約社員という不安定な雇用条件の下で就労するといった業務による心理的負荷により、精神障害を発病し、自殺行為に至ったものであると主張している。
- (2) 被災者の精神障害の発病の有無について、労働局地方労災医員協議会精神障害専門部会（以下「専門部会」という。）は、平成〇年〇月〇日付け意見書において、要旨、被災者は精神科への受診歴がなく、また、会社関係者や家族などに精神的な不調に関する相談をしていた事実も確認できないところ、被災者が自殺したことからみて、精神的に不安定な状態に陥っていたことは否定できないが、就労あるいは生活に支障を来す程度の精神障害があったという事実は認められず、精神障害を発病していたと断定することは困難であると判断せざるを得ないとの意見を述べている。

当審査会においても、請求人の主張を踏まえ、本件の一件記録を精査したところ、被災者の精神障害の発病を合理的に推認するに足りるものは認められず、被災者が「心の病」に関する書籍を購入したり、メンタルヘルスに関する研修資料を所持したりしていたという事実や遺品の中に心療内科の診察券があった

ように記憶しているという家族の申述を加味しても、精神障害にり患していたとまでは判断し難いことから、専門部会の意見は妥当であり、決定書理由に説示するとおり、被災者はICD-10診断ガイドラインに分類される具体的な精神障害を発病していたとは認められないものと判断する。

- (3) ところで、精神障害の業務起因性の判断基準は、決定書理由に記載の「心理的負荷による精神障害の認定基準について」（平成23年12月26日付け基発1226第1号。以下「認定基準」という。）のとおりであるが、認定基準では対象疾病が定められ、その対象疾病を発病していることが「第2 認定要件」の1において定められている。

そうすると、上記(2)で判断したとおり、被災者は認定基準の対象疾病を発病しているものとは認められないことから、上記認定要件の1を満たさず、他の認定要件を審査するまでもなく、被災者の死亡は業務上の事由によるものとは認められない。

- (4) 請求人のその余の主張についても子細に検討したが、被災者が精神障害を発病していたと認められない以上、これらの主張を採用することはできない。

- (5) 以上のとおり、被災者は認定基準の対象疾病を発病しているものとは認められず、その死亡は業務上の事由によるものとは認められないものではあるが、請求人が精神障害の発病の可能性について強く主張することから、当審査会においては、死亡時である平成〇年〇月下旬頃に被災者が認定基準の対象疾病である何らかの精神障害を発病したと仮定して、業務に係る出来事についても念のため以下のとおり検討することとした。

請求人や会社関係者の主張からすると、被災者の死亡前おおむね6か月間における業務による出来事として、①非正規社員である被災者の契約満了が迫ったこと、②仕事内容や仕事量が変化したこと、③2週間以上にわたって連続勤務を行ったこと、④部下が減ったこと、⑤達成困難なノルマが課されていたことが認められる。

ア ①の出来事について、請求人は、要旨、被災者は3か月ごとに契約を更新する臨時スタッフ雇用という形態が何年も続いており、雇用が不安定であったと述べているほか、本件公開審理においても、要旨、被災者の雇用関係は継続していたものの、短期の契約を繰り返してきたにすぎず、被災者は今後も契約が更新されるかどうか不安であったに違いないと述べている。

この点について、会社関係者は、要旨、営業スタッフの場合、勤務成績や態度などで次回の契約更新が難しくなることがあるが、F Aの場合は、営業成績はF A個人の問題ではないから、成績が悪くても契約を継続しないということにはならず、実際にも、被災者は、3か月ごとの契約が何年も続いており、社内でも頼れる存在であったから、突然解雇されるようなことはなかったなどと述べている。

被災者の死亡直近の雇用期間は平成〇年〇月〇日から同年〇月〇日までであり、残期間は約1か月であるが、上記の申述をみても、被災者の雇用契約を終了すべき特段の事情も認められず、また、被災者に対し契約を更新しない旨の通告があったわけでもない。

そうすると、①の出来事は、認定基準別表1の具体的出来事「非正規社員である自分の契約満了が迫った」（平均的な心理的負荷の強度「I」）に該当すると認められるものの、その心理的負荷の総合評価は、決定書理由に説示するとおり、「弱」とであると判断する。

イ ②の出来事については、平成〇年〇月の配置換えにより、被災者は従来のインターネット通信会社に加え他の通信会社の契約取りまとめも担当するようになったほか、通信端末による会議等の担当者になったが、業務量はそれほど増えていないことが認められる。しかも、被災者の業務経験からすると、仕事量や仕事内容の変化には容易に対応できるものであり、変化後の業務の負荷が大きなものであったとはいえない。

そうすると、②の出来事は、認定基準別表1の具体的出来事「仕事内容・仕事量の（大きな）変化を生じさせる出来事があった」（平均的な心理的負荷の強度「II」）に該当するとみても、その心理的負荷の総合評価は、決定書理由に説示するとおり、「弱」とであると判断する。

ウ ③の出来事については、被災者は、平成〇年〇月〇日から同月〇日までの12日間連続勤務をしていることが確認でき、当該出来事は、認定基準別表1の具体的出来事「2週間以上にわたって連続勤務を行った」（平均的な心理的負荷の強度「II」）に該当するものと認められる。

しかしながら、被災者が担当していた業務の内容からみて、長時間労働が常態化していたものとは認められず、平日の時間外労働だけでは処理できないような業務量があったものとはいえない。また、突発的に休日に対応しな

ければならない業務が生じたとする申述等もないことから、ただ単に休日労働を行ったにすぎないものとみるのが相当であり、その心理的負荷の総合評価は、決定書理由に説示するとおり、「弱」であると判断する。

エ ④の出来事については、平成〇年〇月に会社D支店の事務職員が退職したほか、平成〇年〇月中頃、被災者が担当していた家電量販店の営業スタッフが退職した事実が認められるところ、事務職員の退職により、被災者の業務にスケジュール表作成やインセンティブ計算などの業務が加わったが、従前から被災者が事務職員に代わって当該業務を行っており、また、被災者が家電量販店のスタッフの代わりを務める必要もないことから、被災者の業務量が増えたものといえないことが認められる。

そうすると、④の出来事は、認定基準別表1の具体的出来事「部下が減った」（平均的な心理的負荷の強度「Ⅰ」）に該当すると認められるものの、その心理的負荷の総合評価は、決定書理由に説示するとおり、「弱」であると判断する。

オ ⑤の出来事について、請求人は、要旨、被災者は、会社からノルマを与えられ、そのノルマを達成するために、インターネット回線や携帯電話を複数契約したり、家電量販店から必要以上の家電製品等を購入したりしていたと述べている。

この点について、会社関係者は、要旨、営業目標は各店舗に割り当てられたもので、各個人に割り当てられたものではなく、目標が達成されなくても、減給などのペナルティはないし、雇用契約継続の判断に用いられるものでもないから、複数回線を契約したり、必要としない電化製品を購入したりすることはないと述べている。

これらの申述からすると、会社から示される営業目標は単なる業績目標にすぎず、当該目標の達成を強く求められていたものとはいい難いから、⑤の出来事は、認定基準別表1の具体的出来事「達成困難なノルマが課された」（平均的な心理的負荷の強度「Ⅱ」）に該当するとみても、その心理的負荷の総合評価は「弱」であると判断する。

カ 以上からすると、被災者の業務による心理的負荷の総合評価が「弱」となる出来事が5つあるものの、恒常的な長時間労働も認められないことから、業務による心理的負荷の全体評価は「弱」であると判断することが妥当であ

る。

(6) 以上のとおりであるので、被災者は認定基準に定める対象疾病を発病していたものとは認められず、仮に何らかの精神障害を発病していたとしても、業務による心理的負荷の全体評価は「弱」であって、当該精神障害は業務上の事由によるものとは認められないから、その死亡も業務上の事由によるものであるとは認められない。

3 結 論

以上のとおり、本件各処分は妥当であって、これらを取り消すべき理由はないから、請求人の本件再審査請求を棄却することとして、主文のとおり裁決する。